

番号	103
特定事業の名称	ロボット公道実験円滑化事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	道路交通法第77条第1項
特例を講ずべき法令等の現行規定	道路において工事若しくは作業、工作物の設置、露店等の出店又は一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態や方法により道路を使用する行為等で都道府県公安委員会が定めるものをしようとする者は、警察署長の許可を受けなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、特区内の道路においてロボットの歩行又は移動を伴う実証実験を行うことにより企業、大学等の研究開発の促進を図る必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、そのような実験について道路使用許可の手続が円滑化するよう、当該実験が許可対象行為であることを明確化するため、道路交通法第77条第1項第4号に基づく都道府県公安委員会規則の改正を行うよう、都道府県警察に対し通達を発出する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

番号	410
特定事業の名称	国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業
措置区分	訓令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電波法関係審査基準
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	人工衛星に設置される無線局については、宇宙空間での使用及び予め地上で行われる打ち上げ前の機能確認のために、それぞれ無線局免許手続きが必要である。また、人工衛星の機能を確認する際に使用される地上に設置される確認用の無線局(実験局)は、個々の人工衛星毎に無線局免許を取得する必要がある。
特例措置の内容	宇宙空間で使用する国内の人工衛星の無線局について、既存無線局との混信保護条件を満たす場合には、当該無線局の予備免許の段階で、打ち上げ前の機能確認のために通信を行うことを可能とし、当該機能確認のための通信に係る無線局免許手続きを不要とする。また、人工衛星の機能を確認する際に使用される地上に設置される確認用無線局(実験局)については、ロケットの打ち上げ計画に沿って継続的に使用するものであって、同様に既存無線局との混信保護条件を満たす場合には、5年を限度として、個々の人工衛星毎の免許取得によらず、当該ロケットの打ち上げ計画に沿った期間の長期的な使用を可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

番号	507
特定事業の名称	外国人情報処理技術者受入れ促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）は、外国人が我が国で行うことが認められる活動類型ごとに在留資格を定め、外国人がそれらの在留資格のいずれかをもって入国・在留することとしており、在留活動を変更しようとする場合には、法務大臣から在留資格の変更許可を受ける必要がある（入管法第20条）。また、各在留資格（外交、公用及び永住者の在留資格を除く。）には、3年を超えない範囲で在留期間が定められており（入管法第2条の2第3項）、外国人が現に付与されている在留期間を超えて本邦に在留する場合には、法務大臣から在留期間の更新許可（入管法第21条）を受ける必要がある。
特例措置の内容	<p>1．地方公共団体が、その設定する特区が次の各号のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定情報処理活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の当該特区内に所在する事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理（情報処理の促進に関する法律第2条第1項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に係る業務に従事する活動であつて、情報処理に関する産業（以下「情報処理産業」という。）に与える影響その他の事情を勘案して法務省令（ ）で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。）又は特定情報処理家族滞在活動（特定情報処理活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動をいう。以下同じ。）を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があつた場合には、当該特定情報処理活動又は当該特定情報処理家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、在留資格認定証明書を交付することができる。</p> <p>（1）当該特区内に情報処理産業に属する事業を行う相当数の事業所及び当該事業の業務に必要な自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識について実践的な教育又は研究を行う大学、高等専門学校、専修学校、研修施設又は研究施設が所在し、かつ、これらのものの相互間の連携により当該特区内における情報処理産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>（2）当該特区内に所在する事業所において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を有する外国人が当該技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動を行うことにより、当該特区内における情報処理産業の発展が相当程度見込まれること。</p>

	<p>2. 上記1.の認定を申請する地方公共団体は、特定情報処理活動に係る上記1.の事業所を特定しなければならない。</p> <p>3. 外国人が上記1.の証明書を提出して上陸の申請をした場合には、入管法第7条第1項に規定する上陸のための条件は、同項第1号、第2号及び第4号に掲げるものとする。この場合において、同項第2号の適用については、当該申請に係る特定情報処理活動又は特定情報処理家族滞在活動を特定活動の在留資格に係る活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなす。</p> <p>4. 上記3.の外国人について特定活動の在留資格を決定する場合における当該在留資格に伴う在留期間は、入管法第2条の2第3項の規定にかかわらず、5年以内の期間（特定情報処理活動を行う外国人に係る在留期間を一律5年とし、当該外国人の家族である特定情報処理家族滞在活動を行う外国人に係る在留期間は、扶養者である特定情報処理活動を行う外国人の在留期間を踏まえて5年以内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間）とする。</p> <p>5. 次の各号に掲げる外国人についてはその在留資格に係る当該各号に規定する許可をする場合における当該在留資格に伴う在留期間は、上記4と同様とする。</p> <p>(1) 教授の在留資格又は研究、教育、技術、人文知識・国際業務若しくは企業内転勤の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定情報処理活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可</p> <p>(2) 入管法別表第1又は入管法別表第2の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって特定情報処理家族滞在活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により在留資格の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による特定活動の在留資格への変更の許可</p> <p>(3) 特定活動の在留資格に係る活動として特定情報処理活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって当該指定された特定情報処理活動以外の特定情報処理活動を行うものとして入管法第20条第1項の規定により法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を受けようとするもの 同条第3項の規定による法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更の許可</p> <p>(4) 特定活動の在留資格に係る活動として特定情報処理活動又は特定情報処理家族滞在活動を指定され特定活動の在留資格をもって本邦に在留する外国人であって入管法第21条第1項の規定により在留期間の更新を受けようとするもの 同条第3項の規定による在留期間更新の許可</p> <p>(5) 特定情報処理活動を行う者の子として本邦で出生した外国人であって特定情報処理家族滞在活動を行うものとして入管法第22条の2第2項の規定により在留資格を取得しようとするもの 同条第3項において準用する入管法第20条第3項の規定による特定活動の在留資格の取得の許可</p> <p>法務省関係構造改革特別区域法施行規則 第4条</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開のための措置を講ずる予定となっています。

番号	508
特定事業の名称	夜間大学院留学生受入れ事業
措置区分	省令、通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第19条、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「留学」の在留資格に係る基準において、専ら夜間通学して教育を受ける場合は除くこととされている。
特例措置の内容	地方公共団体が、特区内の夜間において授業を行う大学院の研究科において教育を受ける留学生について、当該大学院の置かれている大学による在籍管理が徹底されることを前提として、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときには、現行の「留学」の在留資格に係る基準のうち専ら夜間通学して教育を受ける場合を除いている基準を適用しないこととし、また、当該留学生について現行の留学生と同様、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

番号	509
特定事業の名称	外国企業支店等開設促進事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管在第5329号）第12編第2章第16節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっているところ、新たに出店等する場合には、当該事業所として使用する施設について貸借権等が設定されていることが求められている。
特例措置の内容	<p>1．地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対し地方公共団体等が提供した施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実に当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。</p> <p>（1）外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実に当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、地方公共団体等が外国企業に対し当該特区においてその事業の用に供する施設を提供するための必要な措置が講じられていること。</p> <p>（2）当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。</p> <p>（3）当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>2．上記1．の申請をする地方公共団体は、上記1．（1）の施設を提供する機関が当該地方公共団体以外の機関である場合には、当該機関を特定しなければならない。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

番号	601
特定事業の名称	短期滞在査証の発給手続の簡素化事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	外務省設置法4条13項、査証事務処理規則6条
特例を講ずべき法令等の現行規定	査証官は旅券、疎明資料を提出させるものとする。
特例措置の内容	<p>1. 特区内の島嶼（日本国の領土のうち北海道本島、本州本島、四国本島、九州本島を除くものをいう。以下同じ。）を修学旅行を目的として訪問する韓国人修学旅行生に同行する教師を除く引率者の査証申請について、訪問先に当該島嶼が含まれ、かつ、査証申請者が修学旅行生の引率者であることを学校側が文書にて証明する場合には、提出書類のうち住民登録証明書を不要とする。</p> <p>2. 特区内の島嶼を訪問する観光旅行社主催の韓国人団体観光客の査証申請について、訪問先に当該島嶼が含まれ、かつ、観光旅行社が、査証申請時に提出する日程通りに旅行者全員を帰国させる旨保証する誓約書を提出する場合には、提出書類のうち在職証明書等の職業に関する書類を不要とする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。
 なお、平成17年3月1日より9月30日の期間については、韓国人に対する査証免除を実施しています。

番号	602
特定事業の名称	数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	外務省設置法4条13項、査証事務処理規則9条
特例を講ずべき法令等の現行規定	査証官において、特別の理由があると認めるときは、本省経伺の上、数次査証を発給することができる。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体より通報される、ガスパイプラインの設置、コンビナートの建設など公共性の強いプロジェクトに関連して特区内と本国を繰り返し往来する必要のあるロシア人について、地方公共団体の長が書面で身元を保証する場合には、本省経伺を要せず在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。</p> <p>2. 上記1.のプロジェクトに関連するロシア人については、地方公共団体の長が書面で身元を保証する場合には、本邦企業側より当該申請者にFAXで送付された招聘理由書及び滞在予定表等の書類を添付して査証申請することを認める。ただし、正式な書類（原本及び写し）については、追って別途申請者より提出する必要がある。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

番号	702
特定事業の名称	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区であって行政機関の休日又はこれ以外の日の執務時間外において関税法第2条第1項第3号に規定する外国貨物又は同項第2号に規定する輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設が所在するものにおける同法第98条第1項に規定する承認（臨時開庁の承認）の回数が1年を通じて相当数あることが見込まれるもの（下記1）に該当し、かつ、貿易の振興に資するため特に必要があるもの（下記2）に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯（例えば、1時間当り1件以上の申請）において、当該特区に所在する官署に予め職員を常駐させることとし、その他の時間帯については、個々の申請に応じ、必ず所要の職員を配置できる体制とする。</p> <p>1. 承認の回数が1年を通じて相当数あることが見込まれるものとは、当該申請が行われる年の前年までの過去3年間における各年のいずれかの年において臨時開庁申請が365回以上ある場合、あるいは当該申請が行われる年の翌年以後一定の時点までの間に年間の臨時開庁申請が365回以上に達することが合理的な基礎に基づいて見込まれる場合、のいずれかに該当する場合であることとする。</p> <p>2. 貿易の振興に資するため特に必要があるものとは、関税法第2条第1項第11号に規定する開港又は同項第12条に規定する税関空港のうち、当該開港又は税関空港に所在する港湾施設又は空港施設における利用者利便の向上（使用料の軽減、利用手続の簡素化等）又はこれら施設利用の促進（港湾・空港関連インフラの整備、定期航路の誘致等）などによる貿易の振興に資するための施策が、構造改革特別区域計画に盛り込まれている場合であることとする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

番号	706
特定事業の名称	距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	関税法基本通達43 - 1(2)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保税蔵置場の許可申請に係る施設の場所的要件については、管轄の税関官署からの路程が概ね25キロメートル以内の場所にある施設であることが要件とされている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区及びその周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設の整備の状況からみて、当該特区において保税蔵置場の設置を促進することにより、外国貨物又は輸出をしようとする貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれるものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合における当該特区内に所在する施設で、管轄の税関官署からの路程が概ね100キロメートル以内の場所にある施設についても保税蔵置場の許可を行うことを可能とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年5月に全国展開される予定となっています。

番号	807
特定事業の名称	幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	幼稚園設置基準第5条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園には園長のほか、各学級に少なくとも専任の教諭1人を置かなければならぬ。
特例措置の内容	地方公共団体が、幼児数の減少または幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少等の事情により、幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認める地域においては、第5条第1項の専任規定に関わらず、学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない幼児(保育所児等)を含めて教育・保育することができるようにする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年4月下旬から5月上旬を目途に全国展開される予定となっています。

番号	808
特定事業の名称	市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を、特別免許状の授与を前提として、市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、特別免許状授与のために都道府県教育委員会が行う学識経験者の意見聴取について、市町村及び都道府県が聴取内容、必要書類及び手続きについてあらかじめ協議して定めておくことにより、機動的な実施を可能にし、免許状授与手続きの迅速化を図ることとする。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成18年度中(特例措置810全国化と同時期)に全国展開される予定となっています。

番号	809
特定事業の名称	市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、当該市町村が行う採用選考と免許状授与のために当該市町村を包括する都道府県教育委員会が行う教育職員検定に必要な書類・手続きについて、あらかじめ市町村及び都道府県が協議・連携し、統一化・簡素化しておくことにより、免許状授与手続きの簡素化を図ることとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成18年度中(特例措置810全国化と同時期)に全国展開される予定となっています。

番号	815
特定事業の名称	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業
措置区分	政令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	研究交流促進法施行令第9条第1項、第3項 研究交流促進法施行令第10条第1項、第4項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	研究交流促進法第11条に規定する試験研究施設及び土地の廉価使用に際し、各省各庁の長は、当該廉価使用を希望するものの行う研究が当該廉価使用の対象となるものか否かにつき認定を行う。各省各庁の長は、当該認定の際に、財務大臣への協議が必要。
特例措置の内容	地方公共団体が、法第33条に掲げる事業を行うものとして法第4条第8項の規定により内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、研究交流促進法第11条第1項及び第2項に掲げる要件の認定者を各省各庁の長から国の試験研究機関等の長に変更し、かつ、各省各庁の長から財務大臣への協議を要しないこととすることにより、適用認定手続きの簡素化及び迅速化を図る。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	国の試験研究機関等の長が認定した結果を各省各庁の長に通知することとする。

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法第2条、第4条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できるとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条及び第4条は、以下の通りとする。</p> <p>第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社(以下、学校設置会社という。)のみが、これを設置することができる。</p> <p>第4条第1項 学校...略...の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 都道府県知事(学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第34条(第40条、第51条、第51条の9第1項、第76条及び第82条において準用する場合を含む。))及び第45条第3項(第51条の9第1項において準用する場合を含む。))において同じ。注・高等学校以下の学校の認可等について、認定地方公共団体が行うことになる。)</p> <p>2. 学校を設置する株式会社(以下「学校設置会社」という。)は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。</p> <p>(1) 文部科学省令で定める基準(高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。)に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>(2) 当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>(3) 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p> <p>3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類(以下「業務状況書類等」という。)を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。</p> <p>学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</p> <p>(1) 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>(2) 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求(文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限、備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。)</p> <p>4. 認定を受けた地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。)の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。</p> <p>また、評価を行った認定を受けた地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>5. 認定を受けた地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。</p>

	<p>6. 文部科学大臣又は認定を受けた地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定を受けた地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。</p> <p>7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。</p> <p>9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。</p> <p>(1) 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替(教職員免許法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法)</p> <p>(2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替(教職員免許法、教職員免許法施行法)</p> <p>(3) 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替(地方交付税法、旧軍港市転換法、産業教育振興法、理科教育振興法、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律)</p> <p>(4) 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替(私立学校教職員共済法)</p> <p>(5) 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替(著作権法)</p> <p>10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	817
特定事業の名称	学校設置非営利法人による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法第2条、第4条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できるとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校(大学及び高等専門学校を除く。)を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児(以下「不登校児童等」という。)を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育をNPO法人の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条及び第4条は、以下の通りとする。</p> <p>第2条第1項 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人(以下「学校法人」と称する。)のみが、これを設置することができる。ただし、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第13条第2項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人(以下、「学校設置非営利法人」という。)は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる。</p> <p>第4条第1項 学校...略...の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。</p> <p>一・二(略)</p> <p>三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 都道府県知事(学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第13条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第34条(第40条、第51条、第51条の9第1項、第76条及び第82条において準用する場合を含む。))及び第45条第3項(第51条の9第1項において準用する場合を含む。))において同じ。 注・認可等について、認定地方公共団体が行うことになる。)</p> <p>2. 学校を設置するNPO法人(以下「学校設置非営利法人」という。)は、その構造改革特別区域に設置する学校において、不登校児童等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。</p> <p>(1) 文部科学省令で定める基準(高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。)に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>(2) 当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>(3) 当該学校設置非営利法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p> <p>(4) 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。</p>

3. 学校設置非営利法人は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置非営利法人の業務及び財産の状況を記載した書類(以下「業務状況書類等」という。)を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。

学校設置非営利法人の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置非営利法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

(1) 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求(文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限、備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、理事又は清算人は20万円以下の罰金。)

4. 認定を受けた地方公共団体は、学校設置非営利法人の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。また、評価を行った認定を受けた地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5. 認定を受けた地方公共団体は、学校設置非営利法人の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。

6. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

7. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

8. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

9. 学校設置非営利法人について下記の法律を適用するにあたっては、以下のような読替を行う。

(1) 学校設置非営利法人が設置する学校について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替(教職員免許法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法)

(2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置非営利法人を加える読替(教職員免許法、教職員免許法施行法)

(3) 学校設置非営利法人が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替(地方交付税法、旧軍港市転換法、産業教育振興法、理科教育振興法、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律)

(4) 学校設置非営利法人の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替(私立学校教職員共済法)

10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置非営利法人を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。

同意の要件

特になし

特例措置に伴い必要となる手続き

特になし

番号	823
特定事業の名称	幼稚園と保育所の保育室の共用化事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園及び保育所について、保育上支障のない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い乳幼児数の減少その他の事情により、当該特区内において、幼児が他の幼児と共に活動する機会の確保が困難であり、幼児の社会性を涵養し、その心身の健全な育成のために特に必要があると認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、次の要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。</p> <p>(1)共用する保育室は、幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること</p> <p>(2)幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(特区における幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の適用を受けること</p> <p>(3)幼児の教育・保育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること</p> <p>(4)合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること</p> <p>(5)共用する保育室は当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年4月下旬から5月上旬を目途に全国展開される予定となっております。

番号	831												
特定事業の名称	保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業												
措置区分	省令												
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	幼稚園設置基準別表第1及び別表第2												
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>別表第1（園舎の面積）</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>1 学 級</td> <td>2 学 級 以 上</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>平方メートル 180</td> <td>平方メートル $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </table> <p>別表第2（運動場の面積）</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>2 学 級 以 下</td> <td>3 学 級 以 上</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>平方メートル $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> <td>平方メートル $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table>	学級数	1 学 級	2 学 級 以 上	面 積	平方メートル 180	平方メートル $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	学級数	2 学 級 以 下	3 学 級 以 上	面 積	平方メートル $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	平方メートル $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	1 学 級	2 学 級 以 上											
面 積	平方メートル 180	平方メートル $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$											
学級数	2 学 級 以 下	3 学 級 以 上											
面 積	平方メートル $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	平方メートル $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$											
特例措置の内容	地方公共団体が、幼児数の減少または幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少等の事情により、幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認める地域においては、特区の認定後、幼稚園と保育所の保育室を共用化する幼稚園（823・921の特例の認定が必要）においては、幼稚園設置基準別表第1に定める園舎の面積及び別表第2に定める運動場の面積について、幼稚園と保育所との共用部分全体を含めて計算することができるものとする。												
同意の要件	特になし												
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし												

* この特例措置については、平成17年4月下旬から5月上旬を目途に全国展開される予定となっています。

番号	905
特定事業の名称	農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	職業安定法第33条第1項
特例を講ずべき法令等の現行規定	無料の職業紹介事業を行おうとする者は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区が農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要の動向に照らしてその需要供給の円滑な調整に資することが必要な地域に該当するものと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内に所在する当該地方公共団体の条例の規定により設置された教育施設であって、次の各号のいずれにも該当するもの(以下単に「教育施設」という。)の長は、当該認定の日以後は、職業安定法第33条第1項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、当該教育施設の学生又は当該教育施設を卒業した者(以下「学生等」という。)について、同項に規定する無料の職業紹介事業を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業改良助長法第14条第1項第5号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設であること。 2. その教育施設の学生が、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であること。(なお、文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とは、学校教育法施行規則第69条に規定する次のいずれかに該当する者をいう。(1)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの(2)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(3)文部科学大臣の指定した者(4)大学入学資格検定期程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者(5)学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの(6)その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者)
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年3月に全国展開されました。

番号	914
特定事業の名称	保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園及び保育所について、保育上支障のない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。
特例措置の内容	<p>市町村が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い乳児及び幼児の数が減少したことその他の事情により、当該特区内において、適正規模の集団保育が困難であると認められることから、幼児の心身の健全な育成のために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」による施設において、以下の条件を満たす場合、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を合同で保育・教育することができる。</p> <p>(1)保育所児と幼稚園児と一緒に活動する保育室は、幼児(保育所児・幼稚園児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること。</p> <p>(2)この場合、幼児の保育・教育に直接従事する職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること。</p> <p>(3)合同活動の内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年4月下旬から5月上旬を目途に全国展開される予定となっています。

番号	921
特定事業の名称	幼稚園と保育所の保育室の共用化事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」(平成10年3月10日文科初幼第476号・児発第130号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園及び保育所について、保育上支障のない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い乳幼児数の減少その他の事情により、当該特区内において、幼児が他の幼児と共に活動する機会の確保が困難であり、幼児の社会性を涵養し、その心身の健全な育成のために特に必要があると認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、次の要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。</p> <p>(1)共用する保育室は、幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること</p> <p>(2)幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(特区における幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の適用を受けること</p> <p>(3)幼児の教育・保育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること</p> <p>(4)合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること</p> <p>(5)共用する保育室は当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年4月下旬から5月上旬を目途に全国展開される予定となっています。

番号	1001
特定事業の名称	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法第3条第1項及び第2項、第6条第1項、第20条第1項及び第8項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1. 農地又は採草放牧地について権利を取得するには、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならないが(農地法第3条第1項)、その権利を取得しようとする者が農業生産法人以外の法人であるときは、原則としてこの許可をすることができない(同条第2項)。</p> <p>2. 国以外の者は、その所有者の住所のある市町村の区域の外にある小作地又はその所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地であって、一定面積を超えるものを所有してはならない(農地法第6条第1項)。</p> <p>3. 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない(農地法第20条1項)。</p> <p>4. 農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件又は不確定期限は、つけないものとみなす(農地法第20条第8項)。</p>
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、特定事業の実施主体(地方公共団体又は農地保有合理化法人)が、農地又は採草放牧地について特定事業の用に供するため所有権又は使用収益権を取得する場合には、農地法第3条第1項本文の規定は適用しないこととする。</p> <p>なお、上記に掲げる農地が「相当程度」存在するとは、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような状態にあると認められることを指すものであるが、具体的には、地域の農地の利用状況、担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体において判断することとする。</p> <p>2. 1. の認定の日以後は、農業委員会又は都道府県知事は、特定事業の実施主体が特区内にある農地又は採草放牧地につき農業生産法人以外の法人のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合において、当該法人が次の要件に該当するときは、農地法第3条第1項の規定(第2号の2、第4号及び第7号に係る部分に限る)にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。</p> <p>(1) その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すること。</p> <p>なお、「常時従事」とは、農業生産法人の常時従事者たる構成員についての判定基準(農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第1条の7第1号)の取扱いに準じ、その役員が年間150日以上耕作又は養畜の事業(農作業以外の企画管理業務等を含む。)に従事することを基本とし、150日に満たない場合にあつては、その行う耕作又は養畜の事業の内容・規模等に照らして判断することとする。</p>

	<p>(2) その法人の行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要なものとして次の事項を内容とする協定を、認定を受けた地方公共団体及び特定事業の実施主体と締結し、これに従い事業を行うこと。</p> <p>法人が行う農業の内容及び実施の方法 法人が農業を行う農地等の所在及び面積 地域内の他の農業者との役割分担に関する事項 協定の実施状況の報告に関する事項 協定に違反した場合の措置に関する事項 その他協定締結当事者が必要と認めた事項</p> <p>3. 特定事業の実施により特定法人(農業生産法人以外の法人であって2の(1)及び(2)に該当する法人)のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地及び特定事業の実施主体が特定事業の用に供すべきものとして使用収益権の設定等を受けている農地で現に特定法人のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されていない農地については、農地法第6条第1項の規定は適用しない。</p> <p>4. 特定事業の実施主体は、特定事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地について、特定法人が2の(2)の協定に違反した場合は、農地法第20条第1項の許可を受けずに、賃貸借の解除をすることができる。</p> <p>5. 特定事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地につけた解除条件(特定法人が2の(2)の協定に違反した場合に当該賃貸借の解除をすることを内容とするものに限る。)については、農地法第20条第8項の規定は適用しない。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出しており、法案が成立した場合には、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

番号	1002
特定事業の名称	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条2項、市民農園整備促進法2条2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1. 「特定農地貸付け」とは、地方公共団体又は農業協同組合が農地（農業協同組合にあっては、組合員の所有に係る農地に限る。）について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、次に掲げる要件に該当するものをいう。（特定農地貸付法2条2項）</p> <p>(1) 10アール未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。</p> <p>(2) 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。</p> <p>(3) 5年を超えない農地の貸付けであること。</p> <p>2. 「市民農園」とは、主として都市の住民の利用に供される農地で、特定農地貸付法2条2項に規定する特定農地貸付けの用に供される農地、相当数の者を対象として定型的な条件でレクリエーションその他営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地及び附帯して設置される市民農園施設の総体をいう。（市民農園整備促進法2条2項）</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、特定事業の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる農地について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の規定を適用する。</p>

	<p>1. 特定事業の実施主体の所有に係る農地(当該実施主体が当該農地に係る特定農地貸付法第3条第3項の承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る特定事業の実施に当たって合意しておくべきものとして次の事項を内容とする事業実施協定(以下第2号において「特定事業実施協定」という。)を認定を受けた地方公共団体と締結しているものに限る。)</p> <p>(1) 特定農地貸付けを行う農地(以下「特定貸付農地」という)の適切な管理・運営を確保するために必要な事項</p> <p>(2) 特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項</p> <p>(3) 特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項</p> <p>(4) 特定事業の実施主体が、認定(変更を含む)された地方公共団体に対して行う事業実施協定の実施の状況についての報告に関する事項</p> <p>(5) 事業実施協定に違反した場合の措置に関する事項</p> <p>(6) その他認定を受けた地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>2. 特定事業の実施主体が地方公共団体又は農地保有合理化法人から特定事業の用に供すべきものとして使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けている農地(当該実施主体が特定事業実施協定を認定を受けた地方公共団体及び特定事業対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と締結しているものに限る。)</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出しており、法案が成立した場合には、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

番号	1005
特定事業の名称	農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法施行規則第1条の2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	農業生産法人がその行う農業に関連する事業として行うことができる事業は、農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工のほか、次のものが認められている。 (1) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売 (2) 農業生産に必要な資材の製造 (3) 農作業の受託
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内の自然的経済的社会的諸条件からみて、当該地域の振興を図るため、農村滞在型余暇活動(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動をいう。)を促進することが特に必要であり、かつ、農業生産法人が、特区内において農村滞在型余暇活動に資する事業を当該法人の行う農業生産の安定発展を図るために行うことが相当であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、特区内にある農地又は採草放牧地若しくは畜舎などの施設において農業を行う農業生産法人は、その行う農業に関連する事業として、当該特区内で行われる限りにおいて、農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに当該活動を行う者を宿泊させ、当該活動に必要な役務を提供する事業を追加する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

番号	1006
特定事業の名称	農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法施行規則第3条の4
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1. 農地の権利取得に際して、次の要件を課している。</p> <p>(1) 農地のすべてを耕作すること(農地法第3条第2項第2号)</p> <p>(2) 農地の取得後に必要な農作業に常時従事すること(同法第3条第2項第4号)</p> <p>(3) 農業経営の状況、住所地から農地までの距離等からみて効率的に利用すること(同法第3条第2項第8号)</p> <p>(4) 農地の権利取得後の経営面積が下限面積以上となること(同法第3条第2項第5号)</p> <p>2. 1の(4)の下限面積要件については、都道府県では50アール、北海道では2ヘクタールという原則が定められている。</p> <p>3. なお、都道府県知事が農林水産省令第3条の4各号で定める基準((1)営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、(2)面積は10アールの整数倍であること、(3)定めようとする下限面積以下の農業経営を行う者が農業者の4割を下回らないよう定めること)に従い、その都道府県の区域の一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができることとされている。</p>
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の(1)及び(2)に掲げる要件に該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域について都道府県知事が農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定に基づき別段の面積を定めようとする場合における同号に規定する農林水産省令で定める基準は、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第3条の4の規定にかかわらず、当該地方公共団体が当該構造改革特別区域計画において定める10アール以上で、かつ、農地法第3条第2項第5号に規定する面積未満の面積に即して同号の規定に基づき別段の面積を定めるものであることとする。</p> <p>(1) 当該構造改革特別区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。</p> <p>(2) 当該構造改革特別区域の位置及び規模からみて、当該構造改革特別区域内において農地法第3条第2項第5号に規定する面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該構造改革特別区域及びその周辺の農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。</p> <p>2. 市町村が1の認定を申請しようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

番号	1105
特定事業の名称	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法第38条第1項第3号に基づく経済産業省令
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	電気事業法第38条に規定される一般用電気工作物の定義が定められているが、ガスタービンを原動力とする火力発電設備（ガスタービン発電設備）はその対象となっていない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が構造改革特別区域計画に次の1.の事項を定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の2.に定める条件を満たす小規模ガスタービン発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）を、一般用電気工作物に位置付ける。</p> <p>1. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。</p> <p>(2) 保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。</p> <p>2. 条件</p> <p>(1) 電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>(2) 出力30キロワット未満であること。</p> <p>(3) 最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。</p> <p>(4) 最高使用温度が1,400度未満であること。</p> <p>(5) 発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。</p> <p>(6) ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。</p> <p>(7) 同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>(8) 公衆が容易に触れないための措置がなされていること。</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている1.の事項の内容が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1124
特定事業の名称	海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第94条の2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電設備を構成する蒸気タービンについては4年、液化ガス設備については2年を超えない時期に定期事業者検査を実施しなければならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、次の1.に定める条件を満たす海水等温度差発電設備（汽力（海水、温泉水等の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備）であると認め、構造改革特別区域計画に次の2.に掲げた事項を構造改革特別区域計画に記載し、法第4条の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該設備に係る蒸気タービン及び液化ガス設備の定期事業者検査は、電気事業法施行規則第94条の2第1項の規定に関わらず、2.(3)に定める時期を超えない時期に行うものとする。</p> <p>1. 条件</p> <p>(1)出力500キロワット未満であること。</p> <p>(2)最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。</p> <p>(3)最高使用温度200度未満であること。</p> <p>(4)使用する熱媒体は変質せず、かつ、可燃性、腐食性及び有毒性がないこと。</p> <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1)当該設備の仕様（発生する電気出力、設備の最高使用圧力及び最高使用温度など）</p> <p>(2)使用する熱媒体の種類及び性質</p> <p>(3)具体的な定期事業者検査を実施する時期</p> <p>(4)当該設備が(3)に定める時期に定期事業者検査を実施しても、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを証明する次に掲げる事項に関する記録及び文献その他の資料</p> <p>当該設備の耐久性 使用する熱媒体の耐久性 使用する熱媒体に応じた当該設備の耐腐食性</p>
同意の要件	2.(4)に示す技術的な証明をする資料等により、2.(3)により定められた時期について、その妥当性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1202
特定事業の名称	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	埋立地の用途は、埋立てによって造成される土地の利用を特定したものであり、免許にあたり、埋立ての必要性を判断するうえで最も重要な事項の一つであることから、なるべく具体的に特定する必要がある。このため、埋立地の用途については港湾計画の土地利用区分より詳細な区分を行い、工業用途については、総務省日本標準産業分類の大分類又は中分類により定めている。
特例措置の内容	特区内において、現在の産業分類にない新しい産業が立地してくることも考えられ、埋立地の用途については、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用に対応する用途として、例えばリサイクル産業が立地できるような用途を許可が受けられる用途として明確化する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年7月1日に全国展開される予定となっています。

番号	1211
特定事業の名称	道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手續の容易化事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路整備特別措置法第8条第4項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	道路管理者は、許可を受けた後、駐車場の料金を変更しようとするときは国土交通大臣の許可を受けなければならない。
特例措置の内容	道路整備特別措置法に基づき道路管理者が設置した駐車場(以下「有料駐車場」という。)の基本料金以外の特別料金の設定、変更について、周辺の駐車場と適正な競争を確保する必要がある、許可を受けている償還計画に影響を与えないと地方公共団体が認めて構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合に、国土交通大臣の許可を要しないものとする。なお、本特例措置に基づき特別料金を設定したときは、料金の額及び料金の徴収期間について、国土交通大臣にすみやかに報告するものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

番号	1304(1305)
特定事業の名称	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2 平成9年12月厚生省告示第258号(環境大臣が定める一般廃棄物) 平成9年12月厚生省告示第259号(再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2及び第12条の12の2 法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。</p> <p>ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物又は産業廃棄物の焼却に伴って生じたもの その他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 現状環境大臣が特例の対象として定めている廃棄物は以下のとおり。</p> <p>(1) 環境大臣が定める一般廃棄物(平成9年12月厚生省告示第258号) 廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。) 廃プラスチック類 廃肉骨粉(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。)</p> <p>(2) 再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物(平成9年12月厚生省告示第259号) 廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。) 汚泥(シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、抗基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造等の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。) 廃プラスチック類 廃肉骨粉(化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。)</p> <p>2. 特例の対象として環境大臣が定めた廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の4第10号及び第6条の5第11号並びに第12条の12の4第10号及び第12条の12の5第11号の規定に基づく再生利用の内容等の基準は別に環境大臣が定める。 現状環境大臣が特例の対象として定めている再生利用の内容等の基準は以下のとおり。</p> <p>(1) 廃ゴムタイヤに係る再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示第260号) 廃ゴムタイヤの再生利用の内容については、廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等</p> <p>(2) 廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準(平成15年環境省告示第25号) 廃プラスチックの再生利用の内容については、異物の除去等の前処理を行い高炉で用いる還元剤が製造され、その還元剤が高炉の鉄鉱石を還元するために利用されるものであること等</p> <p>(3) 廃肉骨粉等に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成13年環境省告示第56号) 廃肉骨粉の再生利用の内容については、廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等</p> <p>(4) 汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示第261号) 汚泥の再生利用の内容については、高規格堤防の築造材として用いるための再生品として使用し、一定の品質の再生品を得ることができるものであること等</p>

<p>特例措置の内容</p>	<p>1. 地域におけるリサイクル推進のため、地方公共団体が特例を求める廃棄物について法令を上回る規制(関係者の同意、流入規制(当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を除く。))を自ら設けていないとして内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときには、特定の廃棄物について再生利用認定制度の特例の対象とすることができる。</p> <p>2. 特例の対象となる特定の廃棄物(再生利用方法を含む。)は次のとおりとする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。</p> <p>(1) 廃FRP船破砕物をセメント原材料として利用する場合</p> <p>(2) 廃タイヤを製鉄原料として利用する場合</p> <p>3. 2. に定めるもののほか、適切な除湿の措置を講じた上で容易に腐敗しない特定の廃棄物(再生利用方法を含む。)として、特例の対象となるものは廃木材を製鉄原料として利用する場合とする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。</p>
<p>同意の要件</p>	<p>特になし</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p>